

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ユヌス・ジャパン(以下「当法人」という。)の定款第30条の規定に基づき、定款第24条で規定する法人の役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 理事に対する報酬等の額は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務等を勘案して、理事会で決定する。

2 監事に対する報酬等の額は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対して、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を、12で除した金額(ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を別に定める一定日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤でない役員に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

(費用)

第6条 役員が負担した費用については、この請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決定を経て代表理事がこれを定める。

附則

本規程は、令和2年7月1日から施行する。